

介護保険制度が変わります

平成18年4月
スタート

高齢者が介護や支援を必要とせず、元気で自立した生活を送ることができる環境づくりが求められています。このためには、介護予防を目的としたサービスの充実や、自立した生活を続けるための支援が必要です。介護保険制度は3年ごとに制度が見直されますが、平成18年度には大きな制度の見直しが予定されています。

①予防サービスが創設されます

要介護状態が軽度の方の悪化防止や、介護を必要としない方が要介護状態にならないために、要介護1の方を要介護1と要支援2に区分し、要支援1・2の対象となる方が、新たに創設される介護予防サービス（予防給付）を受けられるようになります。

②地域包括支援センターが創設されます

高齢者が住みなれた地域で自立した生活を続けられるよう、包括的なマネジメント業務を行う「地域包括支援センター」が創設されます。保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士などの職員が配置され高齢者の暮らしを支える手助けをします。

地域包括支援センターの行う主な業務

- ◆高齢者などの総合相談
- ◆予防給付を受ける方（要支援1・2の方）のマネジメント業務
- ◆高齢者の虐待防止のための相談や権利擁護
- ◆ケアマネジャーへの助言、地域のネットワークづくり
- ◆介護予防に関する事業など



③地域支援事業が創設されます

一般の高齢者や、生活機能が低下し、介護が必要となるおそれがある虚弱な高齢者（要介護1、要支援1・2の方を除く）に対して、健康づくりや生活支援などのサービスを提供します。

④保険料の見直しが行われます

- 平成18～20年度の介護サービス利用量を見込んだ新しい保険料額となると同時に、所得の低い方に配慮した保険料段階（下表参照）となります。
- 特別徴収（年金から天引き）の対象年金として遺族年金、障害年金が加わります。（平成18年10月より）

現 行		改 正 後(平成18～20年度)		
段 階	対 象 者	段 階	対 象 者	負担割合
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	第1段階	現行の第1段階と同じ	0.50
第2段階	世帯全員が町民税非課税の人	新第2段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	0.50
		新第3段階	世帯全員が町民税非課税で、新第2段階に該当しない人	0.75
第3段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の人	第4段階	現行の第3段階と同じ	1.00
第4段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	第5段階	現行の第4段階と同じ	1.25
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	第6段階	現行の第5段階と同じ	1.50

お問い合わせ先：鏡野町役場 保健福祉課 介護保険係 TEL.0868(54)2986